

デイサービス倅せ 地域密着型通所介護・第一号通所介護重要事項説明書

1. 施設の概要

(1) サービスの提供等

運営主体	医療法人 正寿会
代表者	理事長 長谷川智里
施設名	デイサービス倅せ
開設年月日	平成18年12月15日
所在地	山梨県甲府市城東4丁目2-23
電話・FAX番号	055-227-7332
管理者（所長）	森下 環
介護保険施設指定番号	1970102289

(2) 事業所の目的と運営方針

① 目的

地域密着型通所介護・第一号通所介護の事業は、要介護状態・介護予防状態等になった利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、必要な日常生活上の援助および機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消および心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

② 運営方針

- (一) 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に通所介護計画・第一号通所介護計画書を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- (二) 利用者またはその家族に対し、サービス内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
- (三) 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。
- (四) 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行い、その改善を図っていく。
- (五) 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った通所介護を提供する。

(3) 事業所の職員体制

	常勤	非常勤	業務内容
管理者	1人		施設全体の管理を行うとともに利用者ごとの介護計画を立案
生活相談員	1人		利用者及び利用者の家族等の生活全般の相談に対応
看護師		1人	利用者の健康管理、処置及び看護業務全般 緊急時の対応並びに医師への連絡報告
介護職員	2人 以上		管理者、看護師の指揮監督に従い、利用者の健康増進及び自立の向上のための介護業務全般
機能訓練指導員		1人	訓練時の利用者への助言、一部介助の実施。補助に入る介護職員への指揮監督。

(4) 営業日・営業時間

- ① 営業日： 月曜日から土曜日（国民の祝日は営業）
- ② 営業時間： 8時30分～17時30分
- ③ サービス提供時間： 9時30分～16時30分

- (5) 利用定員 月曜日から金曜日 18名
土曜日 10名

2. 利用料金及び支払方法

(1) 利用料金 ※当施設での基本のサービス提供時間は7～8時間未満となります。

a. 介護保険料

(一) 介護費

地域密着型通所介護費（一日あたり）

介護度 時間	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
3～4時間未満	416単位	478単位	540単位	600単位	663単位
4～5時間未満	436単位	501単位	566単位	629単位	695単位
5～6時間未満	657単位	776単位	896単位	1013単位	1134単位
6～7時間未満	678単位	801単位	925単位	1049単位	1172単位
7～8時間未満	753単位	890単位	1032単位	1172単位	1312単位
8～9時間未満	783単位	925単位	1072単位	1220単位	1365単位

第一号通所介護費（一ヶ月あたり）

介護度	総合事業対象者	要支援1	要支援2
単位数	1798単位	1798単位	3621単位

(二) 加算

地域密着型通所介護

入浴介助加算Ⅰ	40単位 / 回
入浴介助加算Ⅱ	55単位 / 回
サービス提供体制強化加算Ⅰ	22単位 / 日
介護職員処遇改善加算Ⅰロ	利用単位数合計の12.7%の単位 / 月
若年性認知症利用者受入加算	60単位 / 日

※入浴加算はⅠかⅡどちらかの算定となります。

若年性認知症利用者受入加算は該当者のみ算定となります。

第一号通所介護

サービス提供体制強化加算Ⅰ1 （総合事業対象者・要支援1）	88単位 / 月
サービス提供体制強化加算Ⅰ2 （要支援2）	176単位 / 月
介護職員処遇改善加算Ⅰ	利用単位数合計の12.7%の単位 / 月

(三) 計算方法

1と2の合計単位数へ10.14円を掛けた金額が介護保険料の総額となり、その総額のうち1割、2割、3割（介護保険負担割合）分がご利用者負担金額となります。

b. 自己負担料金

(一) 食費（おやつ込） 600円 / 日

(二) 理美容代 2200円 / 回

(三) オムツ代 110/枚

(四) 軟膏 入れ物（100円）大550円 小350円

(五) 処置物品、レクリエーション等で個々に必要となった材料費など。

※代理購入させて頂き、購入物品の代金のみをご請求させていただきます。

(2) 支払方法.

当月分の利用合計料金の請求書及び明細書を、翌月の10日頃に利用者及び代理人が指定する送付先に送付いたします。請求書及び明細書をご確認のうえ、施設での現金支払い、または指定の金融機関からの口座振替にてお支払頂きます。

3. サービス内容

(1) 通所介護計画の立案

(2) 食事

(3) 入浴（一般浴槽のほか入浴介助を要する利用者には特別浴槽で対応いたします。）

(4) 健康チェックなど看護業務

(5) 介護全般

(6) 機能訓練

(7) 相談援助サービス

4. 実施地域 「甲府市全域」

5. 協力医療機関等

当事業所は利用者の状態が急変した場合、下記の医療機関に協力をいただき速やかに対応します。

市立甲府病院 甲府市増坪336 電話055(244)1111

玉穂歯科診療所 中巨摩郡玉穂町下河東256 電話055(274)1118

尚、緊急時の場合は、あらかじめ契約時に指定された連絡先に連絡します。

6. 事業所の利用に当たっての留意事項

(1) 設備及び備品等 : 設備や備品等は大切に扱ってください。

(2) 飲酒及び喫煙 : 施設内での飲酒、喫煙はご遠慮戴きます。

(3) 金銭及び貴重品 : 金銭、貴重品は極力持ち込まないようお願いします。

(4) 宗教活動 : 個人的な信仰は自由ですが、鉦、太鼓、大声など他の方にご迷惑になるようなことはご遠慮ください。

(5) 所持品及び備品 : 所持品、備品等の持ち込みは、ご相談に応じます。

(6) 利用中止の連絡 : 当日の利用中止の連絡は、午前8時30分までをお願いします。連絡が午前8時30分を過ぎますと、利用中止となりましても昼食代は発生します。

7. 非常災害対策

(1) 防災設備 消火器は消防法に規定に則り、設置しています。

防火管理者：管理者 / 火元責任者：相談員

(2) 防災訓練：年2回

8. 介護事故発生時の対応及び防止等

(1) 利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、利用者の家族等に対して連絡を行う等必要な措置を講じます。

(2) 事故が発生した場合、事故の状況及び事故に際して執った処置を記録します。

(3) サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

(4) 事故が発生した時又はそれに至る危険性がある事態が生じた時に、その改善策を講じるとともに職員に周知徹底いたします。

(5) 事故発生の防止のための委員会を整備し、事故対応マニュアルを裁定するとともに定期的な

研修を行います。

9. 禁止事項

当事業所では、多くの方に安心して過ごして頂けるよう、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

10. 要望及び苦情等の相談

通所介護に関する相談、苦情及び要望等（以下「苦情」とします）については、下記の窓口にて対応します。

（1）施設の苦情窓口

苦情受付担当者：デイサービス生活相談員
苦情解決責任者：デイサービス管理者
受付時間：8時30分～17時30分（休業日を除く）
電話番号：055-227-7332

（2）苦情対応の基本的手順

①苦情の受付 ②苦情内容の確認 ③苦情解決責任者への報告 ④苦情解決に向けた対応の実施 ⑤原因究明 ⑥再発防止、改善の措置 ⑦苦情解決責任者への最終報告

（3）施設以外の苦情相談窓口

○ 介護保険担当窓口
・ 甲府市介護保険担当 055（237）5473
○ 国民健康保険団体連合会
・ 苦情相談窓口 055（233）2119

11. 第三者評価の実績

実施していない。

以上、通所介護の提供にあたり、上記の通り重要事項及び個人情報使用等について、説明しました。尚、本書は契約締結の際には了承、契約書の別紙(一部)となることをご了承ください。

令和 年 月 日

事業者

住 所 山梨県中央市乙黒247-1
電 話 055-273-7331
事業者名称 医療法人 正寿会
代 表 者 理事長 長谷川 智里

事業所

住 所 山梨県甲府市城東4丁目2-23
電 話 055-227-7332
事業所名称 デイサービス倅せ
所 長 森下 環
管 理 者 森下 環

サービス提供にあたり、重要事項説明書等により重要事項の説明を受けました。

説明同意者氏名

印

デイサービス倅せ

説明者氏名

印